

平成19年10月12日

経済産業省

消費生活用製品安全法の一部を改正する法律案及び

電気用品安全法の一部を改正する法律案について

経済産業省では、産業構造審議会製品安全小委員会において、中間とりまとめ「出荷後における製品の安全性確保に向けて」を平成19年9月10日にとりまとめたところです。

本とりまとめにおいて、事業者による消費者の保守サポート制度の創設及び旧電気用品取締法適合製品の経過措置の見直しについて提言されました。また、リチウムイオン電池に関する緊急対応の必要性が指摘されております。

こうしたことを踏まえ、現行法の改正案である「消費生活用製品安全法の一部を改正する法律案」及び「電気用品安全法の一部を改正する法律案」を本日閣議決定し、第168回臨時国会に提出することとなりました。

1. 法律改正の趣旨

- (1) 今年2月の小型ガス湯沸器に係る死亡事故等は、製品の経年劣化が主因であり、出荷後における事故の未然防止が重要な課題。
- (2) PSE（電気用品安全マーク）制度については、旧法適合製品と新法適合製品とで安全性が同等であることが確認されたため、次の経過期間終了までに制度を見直すことが喫緊の課題。
- (3) さらに、リチウム蓄電池が発火源の製品事故が相次いでいることを踏まえ、蓄電池の安全対策が急務。

2. 法律改正の概要

(1) 経年劣化安全対策の強化（消費生活用製品安全法関連）

① 長期使用時の製品の保守サポート制度の導入

消費者自身による保守が難しく、経年劣化による重大事故の発生のおそれが高いものについて、消費者に保守情報を適切に提供するとともに、点検実施体制の整備を製造・輸入事業者を求める制度を創設。

（対象品目）ガス瞬間湯沸器、ガス風呂釜、石油温風暖房機、食器洗乾燥

機、浴室乾燥暖房機等 9 品目(燃焼・大電力系の設置型の製品)を検討中。

○製造・輸入事業者（事業届出制）の義務

- ・設計標準使用期間、点検期間等の製品への表示
- ・消費者への点検の通知、消費者からの点検要請の応諾
- ・基準に則った点検体制の整備(既販品も含む) 等

○販売事業者等の義務

- ・消費者への経年劣化リスクや点検の必要性に関する説明 等

○消費者の責務

- ・所有情報を製造・輸入事業者を提供
- ・点検を行う等保守に努力 等

○国の役割

- ・経年劣化に係る危険情報の収集・公表
- ・点検事業者に関する情報の収集・公表

② 長期使用時の製品に係る情報の提供

長期使用に伴う製品の経年劣化により一定数の重大事故が発生している製品(例:扇風機等)について事業者が情報を提供する責務を規定。

(2) PSE制度の見直し(電気用品安全法関連)

旧電気用品取締法に適合していればP S Eマークが表示されているとみなし、その販売を認めることを措置。

(3) リチウム蓄電池の安全対策(電気用品安全法関連)

リチウム電池等の蓄電池の法制度上の位置付けを明確化。これにより、安全基準の適合性を担保。

(本発表資料のお問い合わせ先)

商務流通G製品安全課

担当者：矢島、佐野

電 話：03-3501-1511 (内線 4301~6)

03-3501-4707 (直通)

1. 必要性

- ① 本年2月の瞬間湯沸器に係る死亡事故等は、製品の経年劣化が主因であり、出荷後における事故の未然防止が重要な課題。
- ② PSE制度については、PSEマークなしの旧法表示製品とPSEマークありの新法表示製品の安全性が同等であることの確認が得られたところ、来年3月31日に直流電源装置等の経過期間が終了するなど、制度の見直しが喫緊の課題。
- ③ 昨今、リチウム蓄電池が発火源の製品事故が相次いでいることを踏まえ、蓄電池の安全対策が急務。

2. 具体的措置

<消費生活用製品安全法>

① 経年劣化対策の強化

- ✓ 消費者自身による保守が難しく、経年劣化による重大事故の発生のおそれが高いもの(特定保守製品)について、消費者に保守情報を適切に提供するとともに、点検の通知や応諾を製造・輸入事業者を求める制度を創設。

【例】ガス瞬間湯沸器、石油温風暖房機、浴室乾燥機等9品目

- 製造・輸入事業者(事業届出制)の義務
 - ・ 設計標準使用期間、点検期間等の製品への表示
 - ・ 消費者への点検の通知、消費者からの点検要請の応諾
 - ・ 基準に則った点検体制の整備(既販品も含む)等
- 販売事業者の義務
 - ・ 消費者への特定保守製品に関する説明等
- 消費者の責務
 - ・ 所有情報を製造・輸入事業者を提供
 - ・ 特定保守製品の点検等

- ✓ 経年劣化により一定数の重大事故が発生している製品(例:扇風機)について事業者による一般消費者に対する情報提供責務を措置。

<電気用品安全法>

② PSE制度の見直し

旧法適合製品と新法適合製品とで安全性が同等であることが確認されたことを踏まえ、旧電気用品取締法に適合していればPSEマークが付されているものとみなすことを措置。

これにより、PSEマークを付すことなく中古品が販売可能。

③ リチウム蓄電池の安全対策

リチウム電池等の蓄電池の法制度上の位置づけを明確化。

事故が相次いでいるリチウム電池について、国が定める安全基準を満たして製造・輸入することを義務付けることにより安全性を担保。